

法務省民商第 30 号
令和 8 年 3 月 2 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う遺言書保管事務の取扱いについて（非表示措置関係）（通達）
法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年法務省令第 8 号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行されたところですが、改正省令により新設された非表示措置に関する遺言書保管事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下遺言書保管官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「法」とあるのは法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）を、「令」とあるのは法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第 178 号）を、「省令」とあるのは改正省令による改正後の法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和 2 年法務省令第 33 号）を、「準則」とあるのは本日付け法務省民商第 29 号当職通達「遺言書保管事務取扱手続準則の一部改正について」による改正後の遺言書保管事務取扱手続準則（令和 2 年 5 月 11 日付け法務省民商第 97 号当職通達）をいいます。

記

- 第 1 非表示措置の申出
 - 1 申出の要件
 - (1) 改正の概要

法第 7 条第 2 項第 2 号又は省令第 20 条の規定により遺言書保管ファイルに記録されている者（自然人であるものに限る。以下「被記録者」という。）の住所又は本籍（以下「被記録情報」という。）が明らかにされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者であって更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものその他これに準ずる者が被害を受けるおそれがあるときは、当該被記録情報に係る遺言書の遺言者（当該遺言者が死亡している場合にあっては、当該被記録者又は当該被記録者の相続人）は、遺言書保管官に対し、遺言者若しくは関係相続人等が遺言書保管ファイルの記録の閲覧をする場合における出力装置の映像面又は遺言書情報証明書に、当該被記録情報の表示又は記載をしない措置（以下「非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができることとされた（省令第 30 条の 2 第 1 項）。

(2) 被害を受けるおそれがある者の範囲

省令第 30 条の 2 第 1 項においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者であって更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものその他これに準ずる者」が被害を受けるおそれがあることが申出の要件とされている。

「その他これに準ずる者」としては、例えば、以下の者が該当する。

- ① 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- ② 虐待を受けている 18 歳以上の被害者
- ③ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 6 条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第 2 条第 1 項に規定するつきまとい等又は同条第 3 項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの
- ④ 交際相手から暴力を受けた被害者

なお、省令第30条の2第1項は、被害を受けるおそれがある者を被記録者に限定していない。したがって、被記録者以外の者（例えば、被記録者と同居する者等）であって上記の事由に該当するものが、被記録情報が明らかにされることにより被害を受けるおそれがある場合も、非表示措置を申し出ることができる。

(3) 申出の対象となる被記録情報

省令第30条の2第1項においては、非表示措置の申出の対象となる被記録情報は、法第7条第2項第2号又は省令第20条の規定により遺言書保管ファイルに記録されている自然人の住所又は本籍の情報とされている。

なお、変更の届出（令第3条第1項又は省令第30条第1項）がされた場合における変更前の住所又は本籍については、遺言書保管ファイルの記録の閲覧において表示されることや遺言書情報証明書に記載されることがないことから、非表示措置の申出の対象とはならない。

(4) 申出人の範囲

省令第30条の2第1項においては、非表示措置の申出人は、その申出の対象となる被記録情報に係る遺言書の遺言者（当該遺言者が死亡している場合にあつては、当該被記録情報に係る被記録者又は被記録者の相続人）とされている。

したがって、遺言者の生存中は、被記録者が遺言者以外の者である場合も含め、非表示措置の申出をすることができるのは遺言者のみである。

また、被記録情報が明らかにされることにより、被記録者以外の者（例えば、被記録者と同居する者等）が被害を受けるおそれがある場合であっても、非表示措置の申出をすることができるのは、遺言者（遺言者が死亡している場合にあつては、被記録者又は被記録者の相続人）に限られる。

2 申出の手続

(1) 申出をすることができる遺言書保管所

非表示措置の申出は、当該申出に係る遺言書を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができることとされた（省令第30条の2第2項）。

(2) 申出書及びその添付書類の提出

申出人は、申出書に所定の事項を記載し、所定の書類を添付しなければならないこととされた（省令第30条の2第3項及び第4項）。

その留意点は、以下のとおりである。

ア 申出の方法

非表示措置の申出について、遺言書保管官が特に必要と認める場合を除き（下記4参照）、申出人の出頭を求める規定は設けられていないことから、郵送によりその申出をすることもできる。

また、法定代理人によりその申出をすることもできる（省令第30条の2第3項第3号及び第4項第5号参照）。

イ 申出書の様式等

申出書の様式は、別紙様式1のとおりとする。

なお、省令第30条の2第3項各号に規定する事項が記載されていれば、別紙様式1に準ずる申出書により申出をすることも差し支えない。

また、非表示措置の申出を遺言書の保管の申請又は変更の届出と同時にする場合には、その申請書又は届出書の備考欄に、申出人の資格（省令第30条の2第3項第2号）並びに非表示措置を求める事項及びその理由（同項第5号）を記載することにより、その申請書又は届出書が非表示措置の申出書を兼ねるものとすることができる。この場合には、法第4条第4項第2号に掲げる事項（省令第30条の2第3項第1号）、法定代理人の氏名等（同項第3号）、申出人等の連絡先（同項第4号）、申出の年月日（同項第6号）及び遺言書保管所の表示（同項第7号）の記載については、その申請書又は届出書の記載がこれを兼ねるものとし、別途記載することを要しない。

ウ 申出書の添付書類に関する留意事項

(ア) 被記録情報が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証明する書類（省令第30条の2第4項第1号）には、市区町村によるDV等支援措置決定通知書や配偶者暴力相談支援センター等のDV保護に関する証明書等の公的書面等がこれに該当する。

(イ) 非表示措置の申出を遺言書の保管の申請又は変更の届出と同時にする場合において、申出書に添付すべき書類が申請書又は届出書に添

- 付すべき書類と同一の内容であるときは、省令第7条の定めるところにより一通のみを添付すれば足りる（省令第30条の2第10項）。
- (ウ) 非表示措置の申出書の添付書類については、省令第8条の定めるところによりその原本の還付を請求することができる（省令第30条の2第10項）。

エ 申出書の記載事項及び添付書類の省略

申出人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合その他これに準ずる場合には、申出書に遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日の記載を要せず、かつ、遺言者が死亡したことを証明する書類の添付を要しないこととされた（省令第30条の2第5項）。

ここでいう「その他これに準ずる場合」には、次に掲げる場合が該当する。

- (ア) 申出に係る遺言書について、既に遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付がされている場合
- (イ) 申出に係る遺言書について、既に関係相続人等による遺言書又は遺言書保管ファイルの記録の閲覧がされている場合
- (ウ) 申出に係る遺言書について、既に関係相続人等による申請書等（令第10条第1項に規定する申請書等をいい、非表示措置若しくはその終了の申出書又は添付書類を含む。以下同じ。）又は撤回書等（令第10条第2項に規定する撤回書等をいう。以下同じ。）の閲覧がされている場合
- (エ) 申出に係る遺言書について、既に準則第35条第1項の規定による通知がされている場合
- (オ) 申出に係る遺言書に係る遺言書保管ファイルについて、既に省令第30条の2第1項又は第8項の規定による申出（遺言者によるものを除く。）がされている場合
- (カ) その他遺言書保管官が相当と認める場合

3 申出の受付等

非表示措置の申出の受付（書面を送付する方法により行われる場合を除く。）は、準則第15条の規定に準じて、予約により行うことができる。

また、非表示措置の申出書が提出されたときは、準則第16条第1項の規定に準じて、受付の年月日を表示した書面（以下「受付票」という。）

を印刷するものとする。受付票には、同条第 2 項の規定に準じて、受付等をした都度、該当欄に担当者が押印するものとし、これを申出書と共に遺言書保管申請書等つづり込み帳につづり込むものとする。

4 遺言書保管官による申出人の本人確認等の手続

遺言書保管官は、非表示措置の申出があった場合において、非表示措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、申出人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができることとされた（省令第 30 条の 2 第 6 項）。

ここでいう「必要があると認めるとき」には、添付書類の内容に疑義がある場合や申出が遺言者（遺言者が死亡している場合にあっては、被記録者又は被記録者の相続人）によって行われたものでないことが疑われる場合等が該当する。

なお、省令第 30 条の 2 第 6 項の規定に基づいて申出人に対し聴取を行った場合には、遺言書保管官は、その結果を記載した調書を作成し、申出書と共に遺言書保管申請書等つづり込み帳につづり込むものとする。

また、省令第 30 条の 2 第 6 項の規定に基づいて文書の提示を受けたときは、遺言書保管官は、申出人の同意を得て、当該文書の写しを作成し、非表示措置の申出書と共に遺言書保管申請書等つづり込み帳につづり込むものとする。ただし、当該申出人の同意が得られないときは、この限りでない。

5 非表示措置の実施

遺言書保管官は、非表示措置の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、非表示措置を講ずることとされた（省令第 30 条の 2 第 7 項）。

非表示措置の具体的な方法は、非表示措置に係る遺言書について、遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせ、又は遺言書情報証明書の交付をするに当たって、被記録情報の表示又は記載に代えて、「－」（ハイフン）の表示又は記載をする方法によるものとする。

なお、非表示措置の申出が省令第 30 条の 2 第 1 項から第 5 項までに規定する要件を満たしていることをもって、当該申出を相当と認めて差し支えない。

第2 非表示措置の終了の申出

1 申出の要件及び手続

遺言者（遺言者が死亡している場合にあつては、被記録者又は被記録者の相続人）は、遺言書保管官に対し、いつでも、非表示措置を終了させるよう申し出ることができることとされた（省令第30条の2第8項）。

この場合の申出の手続及び受付等並びに遺言書保管官による申出人の本人確認等の手続は、非表示措置の申出の場合（上記第1の2から4まで）と同様である（省令第30条の2第9項）。

ただし、申出書には、非表示措置を求める事項（省令第30条の2第3項第5号）ではなく非表示措置の終了を求める事項を記載することとなり、また、被記録情報が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証明する書類（同条第4項第1号）を添付する必要はない（同条第9項）。

申出書の様式は、別紙様式2のとおりとするが、省令第30条の2第9項において読み替えて準用する同条第3項各号に規定する事項が記載されていれば、別紙様式2に準ずる申出書により申出をすることも差し支えない。

非表示措置の終了の申出は、当該非表示措置の申出をした者に限られず、被記録者の相続人もすることができるが（省令第30条の2第8項及び同条第1項の「遺言者」の用語の定義）、被記録者の相続人には、その者に被記録情報が明らかにされると被害を生じさせるおそれのある加害者等も含まれ得ることから、申出人が当該非表示措置の申出人又は被記録者のいずれでもない場合には、省令第30条の2第9項において準用する同条第6項の規定に基づき、非表示措置の終了を申し出る住所又は本籍を申出書に明記させ（別紙様式2の非表示措置に関する事項欄のとおり）、又は非表示措置の終了を申し出る住所又は本籍が記載された文書を提示させ、若しくは提出させる方法により、被記録情報を知らない者が不当に被記録情報を取得するためにする申出でないことを確認するものとする。

この場合において、上記の確認を文書の提示を受ける方法によりしたときは、遺言書保管官は、申出人の同意を得て、当該文書の写しを作成し、非表示措置の終了の申出書と共に遺言書保管申請書等つづり込み帳につづ

り込むものとする。ただし、当該申出人の同意が得られないときは、この限りでない。

2 非表示措置の終了の実施

遺言書保管官は、非表示措置の終了の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、非表示措置を終了させることとされた（省令第30条の2第9項において読み替えて準用する同条第7項）。

なお、当該申出が省令第30条の2第8項及び同条第9項において読み替えて準用する同条第2項から第5項までに規定する要件を満たし、かつ、申出人が当該非表示措置の申出人又は被記録者のいずれでもない場合にあっては上記1の確認をしたことをもって、当該申出を相当と認めて差し支えないが、不適法な申出により被記録情報が明らかになることのないよう、成りすまし等に十分に注意するものとする。

おって、省令上、非表示措置の期限や遺言書保管官の職権による非表示措置の終了についての規定がないため、非表示措置の終了の申出がない限り、遺言書保管官は非表示措置を継続することとなる。

第3 書類の保存、閲覧等

1 変更の届出書及びその添付書類に関する規定のみなし適用

非表示措置又は非表示措置の終了の申出書又はその添付書類は、令第3条第1項の規定による届出書又はその添付書類とみなして、令及び省令における保存、閲覧等に関する規定を適用することとされた（省令第30条の2第10項）。

このほか、準則第7条から第9条まで、第29条、第29条の2及び第34条の規定についても同様に、非表示措置又はその終了の申出書又はその添付書類を令第3条第1項の規定による届出書又はその添付書類とみなして、適用するものとする。

なお、申出書及びその添付書類の取扱いについては、下記2のとおりである。

2 申出書等における被記録情報の記載についての閲覧制限措置

(1) 被記録情報が記載された申出書等の保存の方法

非表示措置の申出書並びにその申出に係る被記録情報が記載されている遺言書の保管の申請書及び変更の届出書（その添付書類を含み、遺

言書保管官がその申出を相当と認めたものであって、当該非表示措置を終了していないものに限る。以下「申出書等」という。)については、次のアからウまでの措置を講ずるものとする。

ア その申出に係る被記録情報が記載されている部分を塗抹するなどして閲覧をすることができない措置を施した申出書等の写しを作成し、遺言書保管申請書等つづり込み帳につづり込む。

イ 上記アの写しの1ページ目の適宜の箇所に、閲覧を制限すべき被記録情報の記載があることが一見して明らかになるような措置を施す。

ウ 申出書等の原本は、遺言書保管申請書等つづり込み帳の最後部につづり込む。

なお、申出書等をつづり込むべき遺言書保管申請書等つづり込み帳が準則第13条の規定により複数冊にわたる場合には、非表示措置の申出書をつづり込むべき帳簿以外の帳簿においては、申出書等の原本と併せて、非表示措置の申出書の写し（塗抹処理等を施していないもので差し支えない。）をつづり込むものとする。

(2) 被記録情報が記載された申出書等の閲覧の請求への対応

申出書等について令第10条第3項（省令第30条の2第10項の規定により変更の届出書又はその添付書類とみなして適用される場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき関係相続人等から閲覧の請求があった場合において、その請求人がその非表示措置の申出人又は被記録者のいずれでもないときは、申出書等のうち被記録情報が記載された部分については、原則として、令第10条第3項に規定する特別の事由がないものとして取り扱うものとする。

この場合において、被記録情報の記載以外の部分を閲覧することについて特別の事由があると認められるときは、上記(1)アの措置を施した申出書等の写しを閲覧に供するものとする。

なお、令第10条第1項（省令第30条の2第10項の規定により変更の届出書又はその添付書類とみなして適用される場合を含む。）の規定に基づく遺言者による申出書等の閲覧の請求又は令第10条第3項の規定に基づくその非表示措置の申出人又は被記録者である関係相続人等による申出書等の閲覧の請求があった場合には、特別の事由があると認められるときは、申出書等の原本を閲覧に供して差し支えないが、

不適法な請求により被記録情報が明らかになることのないよう、成りすまし等に十分に注意するものとする。

3 申出書等を保存している遺言書保管所以外の遺言書保管所に申出がされた場合の取扱い

申出書等が非表示措置の申出のあった遺言書保管所以外の遺言書保管所に保存されている場合には、当該申出のあった遺言書保管所の遺言書保管官は、申出書等を保存している他の遺言書保管所の遺言書保管官に対して、申出書の写しを送付するものとする。

この場合において、当該他の遺言書保管所の遺言書保管官は、上記 2 (1) アからウまでの措置を講ずるものとし、当該申出書の写しは、上記 2 (1) ウのとおり申出書等の原本と併せて遺言書保管申請書等つづり込み帳の最後部につづり込むものとする。

4 その他の申請書等又は撤回書等の記載の閲覧制限措置の申出

申請書等又は撤回書等における記載が明らかにされることにより、省令第 30 条の 2 第 1 項の被害を受けるおそれがある者と同等のものが被害を受けるおそれがある場合には、上記 2 の取扱いの対象とならないもの（遺言者の電話番号その他の連絡先、準則第 19 条第 1 項の規定に基づき遺言者が指定した者の住所、変更の届出による変更前の住所若しくは本籍又は遺言書の保管の申請の撤回がされた場合において申請書等若しくは撤回書等に記載されていた者の住所、本籍若しくは連絡先等）であっても、省令第 30 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定に準じて、遺言者（遺言者が死亡している場合にあつては、その記載に係る者（以下この 4 において「被記載者」という。）又は被記載者の相続人）が、その記載を遺言者又は被記載者若しくはその申出をした者以外の者に閲覧させない措置（以下この 4 において「閲覧制限措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。

また、遺言者（遺言者が死亡している場合にあつては、被記載者又は被記載者の相続人）は、いつでも、省令第 30 条の 2 第 8 項及び第 9 項の規定に準じて、閲覧制限措置を終了させるよう申し出ることができる。

このほか、閲覧制限措置又はその終了に関する取扱いは、省令第 30 条の 2 の規定及び本通達において定める非表示措置又はその終了に関する取

扱い並びに上記 1 から 3 までの書類の保存、閲覧等に関する取扱いに準ずるものとする。

なお、閲覧制限措置の申出を非表示措置の申出と同時にする場合には、その非表示措置の申出書の備考欄に、閲覧制限措置を求める事項及びその理由を記載することにより、その非表示措置の申出書が閲覧制限措置の申出書を兼ねるものとすることができる。この場合において、閲覧制限措置を求める事項が被記載者の電話番号その他の連絡先であるときは、被記載者の住所又は本籍について省令第 30 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する書類がその非表示措置の申出書に添付されていれば、電話番号その他の連絡先が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることが当該書類に明記されていなくとも、その閲覧制限措置の申出を相当と認めて差し支えない。

5 請求書等の記載の閲覧制限措置の申出

請求書等（省令第 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づき請求書類つづり込み帳につづり込まれる請求書又はその添付書類をいう。以下同じ。）における記載が明らかにされることにより、省令第 30 条の 2 第 1 項の被害を受けるおそれがある者と同等のものが被害を受けるおそれがある場合には、上記 4 に準じて、請求人（請求人が死亡している場合にあっては、その記載に係る者（以下この 5 において「被記載者」という。）又は被記載者の相続人）が、その記載を請求人又は被記載者若しくは被記載者の相続人以外の者に関覧させない措置（以下この 5 において「閲覧制限措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。

また、請求人（請求人が死亡している場合にあっては、被記載者又は被記載者の相続人）は、いつでも、上記 4 に準じて、閲覧制限措置を終了させるよう申し出ることができる。

遺言書保管官は、閲覧制限措置の申出を相当と認める場合において、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条の規定に基づき申出に係る保有個人情報の開示の請求が被記載者の代理人からされたときは、申出に係る保有個人情報は、同法第 78 条第 1 項第 1 号の不開示情報に該当するものとして取り扱うものとする。

このほか、閲覧制限措置又はその終了に関する取扱いは、上記 4（上記 2 (2) に準じて閲覧の請求への対応を行う部分を除く。）に準ずるものとする。

第 4 その他

準則第 29 条の 2 第 5 号の「その他遺言書保管官が相当と認める場合」には、請求に係る遺言書（遺言書保管事実証明書の交付の請求においては、その請求書に記載された遺言者の作成した遺言書（遺言書保管所に保管されているものに限る。）をいう。）に係る遺言書保管ファイルについて、既に省令第 30 条の 2 第 1 項又は第 8 項の規定による申出（遺言者によるものを除く。）がされている場合（遺言書保管事実証明書の交付の請求においては、その請求人がその請求書に記載された遺言者の作成した遺言書の関係相続人等であるとき又は既にその請求人に準則第 35 条第 1 項の規定による通知がされているときに限る。）が含まれる。

非表示措置の実施の申出書

申出年月日	年	月	日
遺言者に関する事項	氏名：		
	住所：		
	出生年月日：	年	月 日
	本籍 ^{*1} ：		
	(遺言者以外が申出をする場合にのみ記載)		
	死亡年月日：	年	月 日
申出人に関する事項	資格： <input type="checkbox"/> 遺言者 <input type="checkbox"/> 遺言者以外 ^{*2} ()		
	(遺言者以外が申出をする場合にのみ記載)		
	氏名：		
	住所：		
	出生年月日：	年	月 日
法定代理人に関する事項 (申出人の法定代理人により申出をする場合にのみ記載)	氏名又は名称：		
	住所：		
	代表者氏名 ^{*3} ：		
非表示措置に関する事項	非表示措置の対象者の氏名：		
	非表示措置を求める事項： <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍		
	非表示措置を求める理由：		
連絡先 (いずれか連絡がつくものを記載)	電話番号：		
	メールアドレス：		
	その他：		
(申出をする遺言書保管所) (地方) 法務局 支局 宛て			
(遺言書を保管している遺言書保管所) <input type="checkbox"/> 申出をする遺言書保管所と同じ			
<input type="checkbox"/> (地方) 法務局 支局			
備考欄			

* 1 外国人の場合は国籍を記載してください。

* 2 遺言者以外の場合はかっこの中に申出人の資格(「対象者」又は「対象者の相続人」)を記載してください。

* 3 法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載してください。

非表示措置の終了の申出書

申出年月日	年	月	日
遺言者に関する事項	氏名：		
	住所：		
	出生年月日：	年	月 日
	本籍 ^{*1} ：		
	(遺言者以外が申出をする場合にのみ記載)		
	死亡年月日：	年	月 日
申出人に関する事項	資格： <input type="checkbox"/> 遺言者 <input type="checkbox"/> 遺言者以外 ^{*2} ()		
	(遺言者以外が申出をする場合にのみ記載)		
	氏名：		
	住所：		
	出生年月日：	年	月 日
法定代理人に関する事項 (申出人の法定代理人により申出をする場合にのみ記載)	氏名又は名称：		
	住所：		
	代表者氏名 ^{*4} ：		
非表示措置に関する事項	非表示措置を終了する対象者の氏名：		
	非表示措置を終了する事項： <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍		
	() ^{*3}		
	非表示措置を終了する理由：		
連絡先 (いずれか連絡がつくものを記載)	電話番号：		
	メールアドレス：		
	その他：		
(申出をする遺言書保管所) (地方) 法務局 支局 宛て			
(遺言書保管している遺言書保管所) <input type="checkbox"/> 申出をする遺言書保管所と同じ			
<input type="checkbox"/> (地方) 法務局 支局			
備考欄			

* 1 外国人の場合は国籍を記載してください。

* 2 遺言者以外の場合はかつこの中に申出人の資格(「対象者」又は「対象者の相続人」)を記載してください。

* 3 申出人が遺言者・対象者以外である場合には、非表示措置を終了する住所又は本籍を記載してください。

* 4 法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載してください。